

深川南部保健相談所 保健師（会計年度任用職員）の募集について

募集人数	若干名
勤務場所	深川南部保健相談所（枝川 1－8－15－102）
職務内容	乳幼児健診、各種健康相談等の保健師業務
応募資格	保健師又は助産師の資格を有する方 エクセル・ワード等を使用して記録やデータの入力、整理、資料作成のできる方
任期	令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで *1 原則として、採用後 1 か月間は、条件付採用期間となります。 *2 令和 9 年 4 月 1 日以降、再度任用への申込みが可能です。ただし、1 年以内の任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の再度任用を保障するものではありません。再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。
勤務日数	月 1 日程度
勤務時間	9 時 00 分から 16 時 00 分まで（休憩時間は 12 時 00 分から 13 時 00 分まで） 所定勤務時間を超える勤務：無（業務の必要上やむを得ない場合）
報酬	時給 2,086 円（令和 8 年 4 月現在） * 上記のほか、通勤手当相当（上限 55,000 円／月） * 特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。
応募方法	会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）に必要な事項を記入し、保健師等の資格が確認できるものの写しとともに、下記の申込み・問い合わせ先へ令和 8 年 6 月 19 日（金）17 時（必着）までに郵送又は持参願います。
選考	一次審査：書類選考 二次審査：個別面接方式 選考日：別途通知いたします。 選考場所：深川南部保健相談所
注意事項	地方公務員法第 16 条に該当する以下の方は応募できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
申込み・ 問い合わせ先	深川南部保健相談所 管理係 菅原 〒135-0051 江東区枝川 1－8－15－102 電話番号 03-5632-2291